

「忠臣蔵を考える」

群馬県立女子大学 北川 和 秀

赤穂事件関係年表

將軍	年号	西曆	月日	事項
家光	正保二	一六四五	六・三	浅野長直、播磨国赤穂に移封（常陸国笠間から）
家綱	寛文元	一六一一		赤穂城完成
	七	一六七七	八・二	浅野長矩、江戸本邸に生まれる
	延宝三	一六七五	三・三三	浅野長矩、襲封（9歳）
綱吉	天和三	一六八三	二・六	浅野長矩、勅使饗応役を拝命（17歳）
			三・七	吉良義央、高家肝煎となる（43歳）
			三・七	浅野長矩、勅使饗応役を勤める
			四・九	あぐり（12歳）、浅野長矩に輿入れ
	元禄元	一六八八	二	柳沢保明、側用人となる
	七	一六九四	二・二	中山安兵衛、高田馬場で決闘（25歳）
			一・三八	吉良義央、年頭の賀使として御所に参内（61歳）
			二・四	浅野長矩、勅使饗応役を拝命
			二・九	吉良義央、江戸に帰着
			三・二	勅使・院使、江戸に到着
			三・二	勅使・院使、將軍綱吉に拝謁
			四	<b>浅野長矩、吉良義央に刃傷。長矩、即日切腹（35歳）</b>
			一五	浅野大学、閉門。赤穂受城使任命
			一七	浅野家上屋敷等収公
			一九	急使、赤穂に到着
			二〇	赤穂藩で藩札引き替え開始
			二六	吉良義央、役職辞任
			四・六	受城使、赤穂城下に到着
			一九	城明け渡し完了
			六・三五	大石内蔵助、赤穂城下を退去
			三六	大石内蔵助、京都山科に転居
			八・九	吉良義央、呉服橋門内から本所一ツ目へ屋敷替え
			三・三	吉良義央、隠居
			一・二	第一次山科会議
			一四	萱野三平切腹

家重	家継	家宣	
寛延元 二	延享四 四	正徳三 七	宝永元 三
一七四八	一七四七	一七〇〇	一七〇四
二・六	六・三	九・二六	二・四
江戸の森田座で歌舞伎「仮名手本忠臣蔵」初演	寺坂吉右衛門没す（83歳） 大坂の竹本座で人形浄瑠璃「仮名手本忠臣蔵」初演	内蔵助の遺児大三郎、浅野本家に千五百石で仕官 浅野大学、五百石を賜わり、浅野家再興 綱吉死去の大赦により、浅野大学赦免	幕府で評定が行われる <b>赤穂四十六士、切腹。</b> 吉良義周は信濃高島に配流 四十六士の遺児で十五歳以上の者を伊豆大島に配流 上杉綱憲、江戸で没す（42歳） 吉良義周、配流先の信濃高島で没す（22歳） 桂昌院一周忌の大赦により、大島配流の遺児、赦免 將軍綱吉没す（64歳）
			二・五 第二次山科会議 四・五 大石内蔵助、妻子を離別 七・八 浅野大学、広島浅野本家に永の預かりとなる 二八 円山会議。仇討ち決定 一〇・七 大石内蔵助、京都を出立 二三 大石内蔵助、鎌倉に到着 二六 大石内蔵助、川崎に到着 二一・五 大石内蔵助、江戸に到着 二九 大石内蔵助、金銀請払帳を瑤泉院用人に提出 二二・五 討入り予定日。將軍の柳沢邸お成りのため延期 一四 <b>赤穂浪士、吉良邸に討入り。義央を討ち取る</b> 一五 赤穂浪士、大名四家にお預け 二三 幕府で評定が行われる

①今朝公卿拝謁のため、表にわたらせらるるころ、留守居番梶川与惣兵衛頼照は御台所御使奉はり、公卿の旅館に赴くにより、その事議するとして、白木書院の廊下にて、高家吉良上野介義央と立ながら物語せしに、館伴浅野内匠頭長矩義央が後より、宿意ありといひながら、少さ刀もて切付たり。義央驚き振むく所、また眉間を切る。与惣兵衛頼照はそのまゝ長矩を抱留しに、義央が同僚もかけ集り、義央をも引立て他所にまかる。よて公卿の拝謁も黒木書院にて行はる。長矩をば目付天野伝四郎富重、曾根五郎兵衛長賢請取、蘇鍊間杉戸の内に入れて、目付多門伝八郎重共并に徒小人目付多くつきそひたり。先義央に意趣をたゞされしに、更に覚なきよしを申により、義央は乗物にのらせ、平川門より帰宅せしめ、長矩は田村右京大夫建頭にあづけられ、館伴をば戸田能登守忠真にかへ命ぜらる。かくて目付鈴木源五右衛門利雄、五郎兵衛長賢をば伝奏邸につかはされ、長矩が家人の騒擾を静めしめらる。親縁戸田采女正氏定も同じ事奉りてまかる。長矩が宅には目付伝八郎富重、近藤平八郎重興つかはされ、親縁采女正氏定、水野監物忠之、小姓組番頭戸田伊

豆守政倚、山田奉行浅野美濃守長恒をもつかはさる。義央が宅にも高家品川豊前守伊氏、目付逸見五左衛門義永をつかはさる。

この夜大目付庄田下総守安利、目付大久保権左衛門忠鎮、多門伝八郎重共を右京大夫建頭が宅につかはされ、長矩に死をたまふ。時所をもわきまへず、ひが挙動せりとなり。

…(中略)…

また義央は罪なきに由て、刀疵治療すべしとの御旨を、高家畠山民部大輔基玄、大友近江守義孝、大目付仙石伯耆守久尚つたふ。(日記、寺伝、憲廟実録、藩翰譜続)

(世に伝ふる所は、吉良上野介義央歴朝当職にありて、積年朝儀にあづかるにより、公武の礼節典故を熟知精練すること、当時その右に出るものなし。よて名門大家の族も、みな曲折してかれに阿順し、毎事その教を受たり。されば賄賂をむさぼり、其家巨万をかさねしとぞ。長矩は阿諛せず、こたび館伴奉りても、義央に財貨をあたへざりしかば、義央ひそかにこれをにくみて、何事も長矩にはつげしらせざりしほどに、長矩時刻を過ち礼節を失ふ事多かりしほどに、これをうらみ、かゝることに及びしとぞ。)

(『徳川実紀』元禄十四年三月十四日条)

\* 『徳川実紀』は江戸幕府が編纂した徳川家の歴史。全五一六巻。文化六年(一八〇九)着手、嘉永二年(一八四九)成立。

②…(前略)…さ候はば、内匠殿を呼び参り候やう申し遣はし候ところ、すなはち内匠殿参られ候ゆゑ、拙者儀今日伝奏衆へ御台様よりの御使を相勤め候間、諸事宜しきやう頼み入る由申す。内匠殿、「心得候」とて本座へ帰られ候。その後御白書院の方を見候へば、吉良殿御白書院の方より来り申され候ゆゑ、また坊主に呼びに遣はし、吉良殿へその段申し候へば、承知の由にてこの方へ参られ候間、拙者大広間の方へ出候て角柱より六、七間もあるべき所にて双方より出合い、互に立ち居候て、今日御使の刻限早く相成り候義を一言二言申し候ところ、誰やらん吉良殿の後より、「この間の遺恨覚えたるか」と声を懸け、切りつけ申し候。

その太刀音は強く聞こへ候へども、後に承り候へば、存の外切れ申さず、浅手にてこれあり候。

我等も驚き見候へば、御馳走人の内匠頭殿なり。上野介殿、「これは」とて後の方へふりむき申され候ところをまた切り付けられ候ゆゑ、我等方前へ向きて逃げんとせられし所をまた二太刀ほど切られ申し候。上野介殿そのままうつむきに倒れ申され候。

吉良殿倒れ候と大方とたんにて、その間合は二足か三足ほどの事にて組み付き候やうに覚え申し候。

右の節、我等片手は内匠殿小刀の鏢にあたり候ゆゑ、それ共に押し付けすくめ申し候。その内に近所に居合せ申され候高家衆ならびに内匠殿同役左京殿など駆け付けられ、そのほか坊共も見及び候ところに居合せ候者ども追ひ追ひに駆け来り、取り押さへ申し候。

さて最前倒れ申され候上野殿を尋ね候へども一向に見え申さず、右の騒ぎの中に何人か介抱致し引き退け候や、その近所には見え申さず候。後に承り候へば豊前殿・下総殿など

駆け付けて上野介殿を引き起こし候へども、老人の手負ひゆるゑ、一向正気もこれ無く候へば、兩人して引き抱へ、御医師の間の方へ連れ行き申され候由に御座候。

それより内匠殿をば大広間の後の方へ何れも大勢にて取り囲み参り申し候。その節、内匠殿申され候は、上野介事この間中意趣これあり候ゆるゑ、殿中と申し今日の事かたがた恐れ入り候へども、是非に及び申さず、打ち果たし候由の事を、大広間より柳之間溜り、御廊下杉戸の外までの内に、幾度も繰返し繰返し申され候。その節の事にてせき申され候ゆるゑ、ことのほか大音にてこれあり候。高家衆はじめ取り囲み参り候衆中、「もはや事済み候間、だまり申され候へ。あまり高声にていかが」と申され候へばその後は申されず候。

この時の事ども、後に存じ出し候に、内匠殿心中察し入り候。吉良殿を討ち留め申されず候事さぞさぞ無念にありしならんと存じ候。誠に不慮の急変ゆるゑ、前後の思慮に及ばず、右のごとく取り扱ひ候事是非なく候。……(後略)……(梶川氏日記)

③年始公家衆御馳走人浅野内匠頭は、松平安藝守殿の家の分かれ、高五万石が兼ねて吉良と挨拶宜しからず。殊に度々伝奏屋敷にても、吉良は高家年老の人にて、内匠殿は年若、尤も公家衆などへ挨拶等もいまだ初々しきにより、吉良を相頼るといへども、とかく吉良何とやらん敵めしく、内匠兼々存じよらる由。

然る所に三月十四日公家衆登城、その日御返答の御儀式、尤も何もしやうぞくなり。いまだ表へ起成なされざる時、大廊下千鳥の間の先の方へ吉良相詰め罷りあり。内匠頭は千鳥の間の方より来る。その席ををいて堪忍ならざる事にや、惣じて内匠頭は気短かなる兼ねて人の由、吉良を見付けて小さき刀を抜き打ちに眉間を切る。烏帽子に当たり、烏帽子の縁までにて切り止まる。時に吉良横うつ向きになるところを二の太刀にて背を切る。これも刀の寸は短く、その身は気せき、太刀先下がり、やや皮肉の間まで、長さは六寸余も切れる。疵浅し。額の疵は骨に当たり、少々疵深し。

時に御留守居御番梶川与三兵衛と云ふ人、兼ねて表向へ出ざる役柄なれども、その節、御奥方の御用聞き合わせの事これあり、右の席へ居合わせ、二の太刀切り付るところを、与三兵衛内匠を組み留むる。それより双方押し別け、内匠には大勢番人付き、吉良は高家衆の部屋まで引き取る。当番本道方は津軽意三、外科方は坂本養慶、まづ血を止め療治致すべしと大目付衆より指図これあり、薬を用ゐる外治致さるといへども、血止まらず元氣薄くなる。

これに依り、御老中御指図の由にて大目付仙石丹波守、公家衆の内、畠山下総守へ申され候は、栗崎道有を早く召して療治致すべしとの事に付き、畠山下総守より急ぎ手紙上封して御小人目付衆私宅へ右の手紙持来る由。吾はその節、神田明神下酒屋伊勢屋半七と申す者、癰腫を煩ひ療治最中の時、宿より右の封じ状急ぎ持ち来たる。披見するに

只今殿中に於いて吉良上野介不慮の儀これあり、手負に付き、大目付仙石丹波守指図のまま申し遣し候間、早々急ぎ登城これあるべく候。以上

三月十四日

畠山下総守

栗崎道有様

右のごとくの文言にて封状来る。吾ただごと存ぜず、大勢手負もこれありや、まづ急ぎ登城致すところに、大手の御門より人止めにて、誰をも出入ひしと相止む時に、吾名を

申し立て、御用召にて登城致す由申すに付き、相違なく御門々を通る。……(中略)……  
さて直ちにまづ吉良殿部屋へのぞき、見分するに、内外当番の医師、付き添ひ居り申されども、血いまだ止まず、ひたと生あくび出て、せつ死そり気も付くべきやと思はれ、……  
(中略)……

一、治し方額筋交眉間ひたいすぢかひまみやいの上の骨切れる。疵の長さ三寸五、六分、熱湯にてあたため洗ひ、小針小糸にて六針縫ひ、直にうすめちやを付けふたにも薬を付くる。背の疵浅し。然れども三針縫ひ、仕掛け薬右同断なり。巻木綿は幸い下着の白帷子を引きさき、随分手ぎはよく巻き包み置きて、さて部屋中血になりたる衣類を吉良挟み箱へ入れさせ、畳へも方々血流れ、穢らはしく見ゆるほどの物を吉良家来に申し付けて掃除致させ、……(中略)……  
それより吉良氣をしづめ、湯呑所より湯を取り寄せ、茶碗に食を入れ湯漬けにして焼塩少々相求め、二碗湯漬けをこれ用ふと、ひとしほ元氣常のごとくに見えるなり。

右に言ふ、ひたとあくびいで、くたびれ相見ゆるは、血のいではしりたるばかりにてはこれ無く、早朝より罷り出で、胃の氣弱く成るゆゑと考へ、彼の食を求む、……(後略)……  
……  
(栗崎道有記録)

④ 去年三月、内匠儀伝奏御馳走之儀に付、吉良上野介殿へ意趣を含み罷り在り候処、御殿中に於いて当座遁れ難き儀御座候か、刃傷に及び候。時節場所を弁へざる働き無調法至極に付き、切腹仰せ付けられ、領地赤穂城召上げられ候儀、家来共迄畏れ入存じ奉。上使の御下知を請ひ、城地を指上げ、家中早速離散仕り候。右喧嘩之節、御同席御抑留之御方これ在り、上野介殿討留め申さず、内匠末期残念之心底、家来共忍び難き仕合に御座候。高家御歴々に対し、家来共鬱憤を挟み候段、憚に存じ奉り候得共、君父之讐は、共に天を戴くべからざるの儀、黙止し難く、今日上野介殿御宅え推参仕り候。偏に亡主之意趣を継ぎ候志迄に御座候。私共死後、若し御見分之御方御座候はば、御披見願ひ奉ること、かくの如くに御座候。以上  
(浅野内匠家来口上)

⑤ 去年営中にて吉良上野介義央を刃傷したるにより、死をたまひし浅野内匠頭長矩が家臣大石内蔵助をはじめ四十六人の輩、上野介義央を主の讐なればとて、昨夜吉良が本所の宅に夜討し、義央が首をとり、その子左兵衛義周に手負せ、吉良が家人十六人切殺し、二十人に手負せ、のこりなく引取、亡主の菩提所芝泉岳寺にいたり、義央が首を亡主の墳墓に手向。さて後その党中吉田忠左衛門、富森助右衛門兩人を、大目付仙石伯耆守久尚がもとに使い、我等、亡主の遺恨を散ぜんがため、此年月心身を苦しめ、其志をば達しき。今にいたりては、たゞおほやけの御刑法に身をまかせ奉るよしを申出ぬ。よて伯耆守久尚が宅に、内蔵助をはじめかのかの輩を呼よせ、目付鈴木源五右衛門利雄、水野小左衛門守美会し、内蔵助はじめ十七人は細川越中守綱利に、その長子主税をはじめ十人は松平隠岐守定直に、岡島八十右衛門はじめ十人は毛利甲斐守綱元に、間十次郎はじめ九人は水野監物忠之にあづけらる。また目付阿部式部信旨、杉田五左衛門勝行は、左兵衛義周が宅につかはされ捻点せしめらる、(家譜、日記)

(世に伝ふる所は、去年の弥生十四日勅使に御返詞あるおりから、浅野内匠頭長矩が吉良上野介義央に恨有とて刃傷せしかば、長矩は速に自殺せしめられ、義央は癪をやしなひ、もとのごとく出仕すべしと命ぜられき。やがて長矩が封地に御使を立てられ、居城収公あるべき旨、かの地に仰下されしに、長矩が家司大石内蔵助といへるは、心ふかき男子なりしかば、家中の士三百余人を城に召集め、こたび事不慮におこりて主家滅亡するは、なげきてもあまりあり、されど公に対していさゝかうらみ奉るべきにあらず。たゞ恨る所は主君の志とげず、吉良殿其まゝ存在すれば、亡君没前の恨散がたし。我々が身にをいては、吉良殿こそ不共戴天の讐なれ。されど今にをいていかにともなしがたし。しからば城受取の御使を待受、諸共に城を枕に殉死せんはいかにと申ければ、みな異口同音に、仰にや及ぶべきと答へしにて、とみに使をはせて、亡君の親縁戸田采女正氏英にうたへたり、氏英これを聞、長矩は生涯上を重んじ、一事として上裁をそむかねば、その家人等も、公の御沙汰のまゝに城をあげ渡し、おだやかに其地を引払ふこそ、亡主の宿意にかなふべけれ、御使に対し自殺などせん事、上をおそれざるに似たり。ゆめゆめしかるべからずとねもごろに曉諭せり。此時にいたり三百余人の者ども、半は初の心をひるがへし、ひそかに城を出てうせたり、されど内蔵助等はじめ城にのこりし輩は、長矩が弟大学長広すでに公にめし出されてあれば、かれをもて亡主の遺跡をつがせ給はん事を懇願し、しばらく憤をこらして、城地を難なく引渡し、先心々に各所に離散し、此うへにも大学長広に、長矩が祀を奉ぜしめられんには、こたびの恥を忍ぶべし。もしさもなくば、その時殉死せんとして、血誓せしものは六十余人に過ぎりしとぞ。内蔵助もとより志厚く智深ければ、これより妻をも出し、親族にもはなれ、京山科のほとりに閑居し、いさゝかも武を講ずるさまはなさず、日夜倡家に入出し、酒に沈酔し、ひたすら無頼の淫行をあらはし、報讐の志などあるべくもなくふるまひしかば、吉良が方にも初こそあれ、この風説を聞つたへ、さては心安しとて、戒心もをのづからおこたりしとなり。しかるにこの七月大学もつゝに采邑をうばわれ、宗家松平安藝守綱長にあづけられしかば、此時に至り血誓をそむき、にげうせしものまたすくなからず、たゞ内蔵助が輩四十六人、始終義を守り心を変ぜず、今は義央に仇を報ずるより外なしとて、秋の程より同じく府に來り、あるは行商となり、あるは工人となり、吉良が家をうかゞひしが、近頃義央は致仕し茶事を専にし、此日しも大友近江守義孝を招き茶会を催すよし聞、おりふし連日大雪なりしをよき折とおもひ立、遂に夜中に吉良が宅にをしかけ、亡主の仇を報ずるよし高声によばり、弓をいかけ、鎗長刀を打ふりつゝをし入、思ふまゝに志をとげたりとぞ。げにも四十六人の者共が、志を同じくし義を一にし、人のなしがたき事をなし得つるは、その類あるまじくこそ。猶次の卷二月四日の小註を併せ見るべし。) (続武家評林)

〔徳川実紀〕元禄十五年十二月十五日条)

⑥去年吉良上野介義央がもとにをし入て、主のために報讐せし故浅野内匠頭長矩が家臣大石内蔵助を初め四十六人の輩、国禁を犯し党をむすび、飛具を用ひ、公をはぐからずとて共に死を給ふ。よて兼て召あづけられし細川越中守綱利が邸には目付荒木十左衛門政羽、使番久永内記信豊、松平隠岐守定直が邸には目付杉田五左衛門勝行、使番駒木根長次郎政方、毛利甲斐守綱元が邸には目付鈴木次郎左衛門福一、使番斎藤次左衛門利常、水野監物

忠之邸には目付久留十左衛門正清、使番赤井平右衛門時尹まかりのぞみ、大目付仙石伯耆守久尚、目付長田甚左衛門長親命をつたふ。内蔵助はじめ此輩の子弟はみな遠流に処せらる。

表高家吉良左兵衛義周も、その夜のはからひよからずとて、采邑収公せられ、諏訪安藝守忠虎にあづけらる。(日記)

(越中守綱利にあづけられしは、大石内蔵助、吉田忠左衛門、原惣右衛門、片岡源五右衛門、間瀬久大夫、小野寺十内、間喜兵衛、磯貝十郎左衛門、堀部弥兵衛、近松勘六、富森助右衛門、潮田又之丞、早水藤左衛門、赤垣源蔵、奥田孫大夫、矢田五郎右衛門、大石瀬左衛門。隠岐守定直に預られしは内蔵助が子主税、堀部安兵衛、中村勘助、菅谷半之丞、不破数右衛門、千馬三郎兵衛、木村岡右衛門、岡野金右衛門、貝賀弥左衛門、大高源吾。甲斐守綱元に預られしは岡島八十右衛門、吉田沢右衛門、武林唯七、倉橋伝助、村松喜兵衛、杉野十平次、勝田新左衛門、前原伊助、間新六郎、小野寺幸右衛門。監物忠之に預られしは間十次郎、奥田定右衛門、矢頭右衛門七、村松三大夫、間瀬孫九郎、茅野和助、横川勘平、三村次郎左衛門、神崎与五郎。以上四十六人なり。

さても此一公案むかしより区々の私言やまず。其故は、かゝる忠義の輩を褒顕せらるゝまではなくとも、常人の刑をもて、結党の科に処せしめられし事、人ごとにいかにも口惜き事なりとてなり。そは当時も、其義を賞して助命せんといふもあり。又は此輩が主のためにせしをもて、助られんに於ては、此後罪蒙りしものゝ臣子報讐を名とし、ひがふるまひして、大乱を引出すもとひとなるまじきにもあらずといふもあり。在朝諸大臣の議一決せざりしかば、日光門主公弁法親王に議せられしに、かれら年月身をくるしめ思ひを焦し、主の仇を報ぜしはさる事ながら、その志ははや成りぬ。今はこの世に思ひのこす事なければ、公の刑に身をまかせ奉らんとこひ出ぬる上は、今さらその罪をゆるし給ふとも、彼等再び他家に身をよせ、二君に仕ふべきにもあらず。あたら忠義の士を、山林窮谷に飢餓せしめんよりは、公より武士の道をたてゝ死をたまはらんには、彼等が志も空しからず、公の刑法も正しく、かれもこれも事かゝず、天下の公論たるべしと定られしかば、みなこの義言に決したりといへり。此説誠なるに於ては、公弁法親王を当時御寵待厚かりしもさる事にて、実に卓越の決断ある御人とはしられぬ。彼等雑人の刑に処せらればこそ、うらむる方もあるべけれ、本志既に成しうへ、公より大法を犯せるをもて刑に処せらるゝといへども、猶その忠義を愛憐ありて、武士の道をもて自裁せしめられしは、かへりてその志を感ぜられ、その義を褒せらるゝ所にして、誠に公平の処置とこそ申べけれ)

(『徳川実紀』元禄一六年二月四日条)

⑦小野寺十内から妻への手紙(内匠頭刃傷の翌月)

……(前略)……我等は存じの通り当家の初めより小身ながら、今まで百年御恩沢にておののを養ひ、身あたたかに暮し申し候。今の内匠殿には格別の御情けには預らず候へども、代々御主人くるめて百年の報恩、または身不肖にても一族日本国に多く候に、かやうの時にうろつきては家の傷、一門の面汚しも面目なく候ゆゑ、節に至らばいさぎよく死ぬべしとたしかに思ひ極め申し候。老母を忘れ妻子を思はぬにてはなけれども、武士の義理

に命を捨つる道、是非におよび申さず候。合点して深くなげ給ふべからず。母御人様いくほどの間も有るまじく候まま、いかやうともして御臨終を見届け給はるべく候。年月の心入れにて如才有るべしとは露ちり思はず、申すに及ばず候へども頼みまゐらせ候。……(後略)……

四月十日(元禄十四年)

十内

おたんだの

⑧大高源五から母への手紙(討ち入りの三ヶ月前)

……(前略)……武士の道をたて候て御主の仇をむくひ申すまでにて、まったく天下へ対し奉り御恨み申し上ぐるにて御座無く候。然れども、いかなる思し召し御座候て、天下へ御恨み申し上げたるも同前にて、我々どもの親・妻子御たり御座候とても、力及び申さず候。万一さやうの事に成り候はば、かねて仰せられ候通り、何分にも上よりの御下知の通り、尋常に御覚悟成らるべく候。御早まり候て御身を我と御あやまち成られ候御事など、くれぐれ有るまじき御事にて候まま、必ず必ずさやうに御心得成られ候べく候。……(中略)……あつぱれ我々兄弟は侍の冥利に叶ひ申したる儀と、浅からぬ本望に存じ奉り候。先にての首尾のほど、御心に掛けさせられまじく候。私三十一、幸右衛門二十七、九十郎二十三、いづれもいづれも屈強の者どもにて候。たやすく本望を遂げ、亡君の御心を安め奉り、未来閻魔の金札の土産に供へ申すべく候まま、御心安く思し召し、ただただ御息災にて何事も時節を御待ち成らるべく候。御<sup>よはひ</sup>齢もいたふ御傾き、いくほどあるまじき御身にさぞ御心細く、便りもあらぬかたに乏しく、月日を御凌ぎ遊ばし候はんと存じ奉り候へば、いかばかり心憂く候へども、その段力及び申さず候。……(中略)……幸ひかな御法体の御身にて御座候へば、この後いよいよもって仏の御勤めのみにて憂さも辛きも御紛れましまし、未来の事、朝暮れに御忘れなく、世も穏やかに御座候はば、寺へも節々御参り遊ばし候べく候。ひとつは御步行御養生にも成り申し候べく候。乳母にもあきらめ候やうに、よく仰せられ下さるべく候。かしく。

元禄十五年

壬午年 九月五日

大高源五

母御人様 進上

